

令和7年11月2日以降の新発行から 「抽選参加グループカード」が新しくなりました。

皆様の公平な施設利用のため、当館（大体育室全面）の抽選参加グループカード（以下、グループカード）の発行要件を令和7年11月2日から変更しました。

《主な変更点》その1 代表者と構成員は、他のグループの代表者または構成員になることができません。

その2 グループの構成員全員のふれあいネット個人登録が必要になります。

グループカードの発行要件は？

○次の要件を満たすグループであることが必要です。

- ◆ 5名以上のグループであること（登録は5名）
- ◆ グループの構成員全員がふれあいネットの個人登録をしていること
- ◆ 代表者がふれあいネットの市内個人登録をしていること
- ◆ グループの半数以上が市内在住、在勤、在学のいずれかであること
- ◆ グループの代表者と構成員は、他のグループの代表者や構成員ではないこと

○グループ登録申請に必要な書類は表のとおりです。

【新規登録】

窓口に来る人 ※1	提出書類等（回収するもの）	提示書類等（確認後返却するもの）	備考
代表者 (申請者本人)	・グループ登録申請書（A）	・本人確認書類（原本） ・ふれあいネット個人登録カード（原本） ・構成員のふれあいネット登録カード（写し）	
構成員 (代理人)	・グループ登録申請書（A） ・委任状（D）	・本人確認書類（原本） ・ふれあいネット個人登録カード（原本） ・代表者の本人確認書類（写し） ・代表者のふれあいネット個人登録カード（写し） ・代理人を除く構成員のふれあいネット登録カード（写し）	

※1 窓口に来る人は、グループ代表者又は構成員に限る。

抽選会の参加者・参加方法は？

○グループの代表者または構成員が参加できます。

○持ち物：①グループカード（原本）、②参加される方ご本人のふれあいネットカード（原本）、

③本人確認書類（原本）

※構成員が抽選会に参加する際の委任状提出は不要となりましたが、抽選に参加される方ご本人の本人確認書類（原本）の提示が必要になります。

※旧要件にて登録のグループ構成員の方は、ふれあいネットカードの提示は任意となります。

新たに作成する必要はございません。

※グループカードの有効期限が切れている場合は抽選会に参加いただけません。また、代表者および抽選参加者のふれあいネットカードの有効期限が切れている場合も抽選会に参加いただけません。

次頁へ続く

グループカードの有効期限は？

- グループカードの有効期限は、発行日から3年間です。
- 有効期限を迎えたら廃止となるため、新しいグループカードの発行をお願いいたします。
- ※ グループカード番号は変更となり引継がれません。更新はありません。

グループカードの登録情報変更・紛失があった場合は？

- 登録情報の変更やグループカードの紛失があった場合は、**旧グループカードの廃止**および、**新グループカードを発行**する手続きをしてください。
- ※ グループカードの変更手続きおよびカード再発行はありません。
- ※ ご登録のふれあいネット個人カードの登録情報(登録番号・氏名・市内市外等)を変更した場合も、廃止および新規登録の手続きをお願いいたします。○グループカード廃止に必要な書類は表のとおりです。

【廃止】

窓口に来る人 ※1	提出書類等 (回収するもの)	提示書類等 (確認後返却するもの)	備考
代表者 (申請者本人)	・グループ登録廃止届出書 (C) ・抽選参加グループカード (原本) ※2	・本人確認書類 (原本)	※2 紛失の場合、提出なしでも廃止可能。
構成員 (代理人)	・グループ登録廃止届出書 (C) ・委任状 (D) ・抽選参加グループカード (原本) ※2	・本人確認書類 (原本) ・代表者の本人確認書類 (写し)	※2 紛失の場合、提出なしでも廃止可能。

※1 窓口に来る人は、グループ代表者又は構成員に限る。

その他

- グループカードの手続きは抽選会当日にはできません。前日までに手続きをお願いいたします。
- 抽選により決定した施設の利用申請については、原則抽選参加者の名義で申請をお願いいたします。なお、旧要件にて登録のグループ構成員で、ふれあいネット個人カードをお持ちでない方は、代表者名義での申請をお願いいたします。
- 令和7年10月31日以前に発行のグループカードは、旧要件にて有効期限までご利用いただけますが、登録情報を変更する場合は、本要件にて廃止および新規登録をお願いいたします。
- 御不明な点については、受付までお問い合わせ下さい。

宮前スポーツセンター
TEL : 044-976-6350